

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
6月

1 令和4年度「全国安全週間」、6月は準備期間です！

令和4年度スローガン **安全は 急がず焦らず怠らず**

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労働災害は長期的に減少してきましたが、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

このような状況下で労働災害をさらに減少させるには、労使一丸となり、基本ルールの徹底、それらの遵守・実行、さらには、時間的・人力的余裕のある業務体制の構築などが重要です。

6月がその準備期間です。安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組をお願いします。

2 熱中症対策の徹底を「STOP 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

5月から9月までの間、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。このうち7月は重点取組期間です。

令和3年に岩手県内で発生した職場の熱中症発生件数は135人で、6月から発生し、釜石監督署管内は15人で県内3番目となっています。

早めに熱中症予防対策の取組をお願いします。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

WBGT値の把握 JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

- WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置
- 作業時間の短縮
- 暑熱順化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理など
- 通気性の良い服装等
- プレクーリング

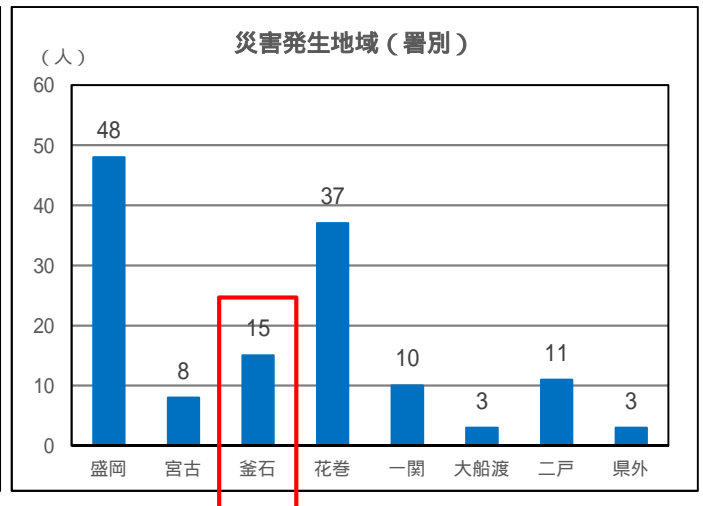
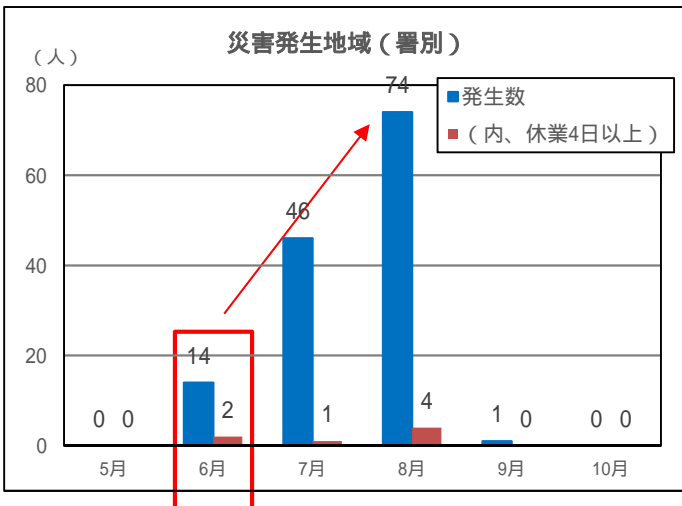
熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- WBGT値に応じた作業計画となっているか
- 各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

迷わず救急車を呼びましょう！



(裏面もあります。)

3 工場火災による労働災害防止の徹底

今年 2 月に新潟県村上市の米菓製造工場で、**深夜の火災**により 6 名の労働者が死亡するという重大な災害が発生しました。

現在、事故原因の調査を進めているところですが、深夜勤務の労働者に対して避難訓練等が実施されていなかったことが報じられています。

つきましては、火災が発生した際に退避等の措置が円滑に行われるよう、あらかじめ安全衛生教育及び避難訓練等の実施をお願いします。

4 労働災害発生状況

【令和 4 年 4 月末現在（前年同期と比較して 15 件（51.7%）の増加）】

休業 4 日以上労働災害 44 件（前年同期 29 件） 死亡災害 2 件（同 0 件）

【災害事例】

交通誘導を行っていたところ、進行してきた車に左足を轢かれ、左足の骨折により休業見込み 3 か月の重傷を負った。

周囲の確認と適切な作業場所の確保が重要です。

5 業務改善助成金のご案内

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

毎年、9 月下旬から 10 月上旬に岩手県最低賃金が改正発行しています。今年度の審議はこれからですが、主に昨年の改正発行に伴い引き上げた賃金に対応できる「特別コース」も新設され、今からでも間に合います。ぜひともご検討ください。

通常コース（これから引き上げる場合）

【主な要件】

事業場内の最も低い賃金が地域別最低賃金から 30 円の範囲内（R4.10.2 現在の岩手県の場合 821 から 851 円）
これから従業員の賃金を 30 円以上引き上げる
生産性向上を図る設備投資を考えている
設備投資の 80%、最大 600 万円を助成
申込締切：令和 5 年 1 月 31 日（火）

問合せは業務改善助成金コールセンター

0120 - 366 - 440 受付時間 ▶ 平日 8:30 ~ 17:15

申請先は岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15
盛岡第 2 合同庁舎 5F

019 - 604 - 3010

特例コース（既に引き上げた場合）

【主な要件】

事業場内の最も低い賃金が地域別最低賃金から 30 円の範囲内
コロナ禍で売上が 30%以上減少
令和 3 年 7/16 ~ 12/31 の間に従業員の賃金を 30 円以上引き上げた

賃金引き上げが 30 円未満だったとしても、申請までにその差額が支払われていれば対象となります。

生産性向上を図る設備投資を考えている
設備投資の 75%、最大 100 万円を助成
申込締切：令和 4 年 7 月 29 日（金）